

# 秘密保全法は市民にどのような影響を与えるか

2013/6/20 かながわ市民オンブズマン学習会  
全国市民オンブズマン連絡会議  
NPO 法人 情報公開市民センター 内田隆

## 1. 秘密保全法とは

- 1) 2011年8月 有識者会議が報告書発表  
法案は秋にも提出と安倍首相が明言
- 2) キーワードは特定秘密  
指定 情報公開の対象外  
漏らす 処罰（最高懲役10年）  
扱う人 人的管理（調査）
- 3) 特定秘密とは  
「厳格な保全措置の対象とする、特に秘匿を要する秘密」
  - ①国の安全
  - ②外交
  - ③公共の安全及び秩序の維持
- 4) 特定秘密を決めるのは政府  
政府に都合が悪い情報は「特定秘密」に
- 5) 曖昧な特定秘密と、曖昧な秘密漏えいの罪
- 6) 人的管理の対象と、項目  
人的管理の対象は扱う公務員だけではない  
マイナンバー利用か？
- 7) 立法事実はあるか？
- 8) 法案が出てきた背景  
・日米軍事同盟の強化 ・日本版 NSC  
・警察等内部告発や情報ネット流出
- 9) こんな社会に

## 2. 市民にとっての秘密保全法の2つのリスク

- 1) 非公開リスク  
具体例：原発情報 現状：後に明らかになれば政権批判可能
- 2) 圧力リスク  
防衛庁情報公開者リスト  
警察裏金  
市民団体参加者
- 3) 全国市民オンブズマン 20年を振り返る

## 3. 愛知の取り組み

- 1) NPO 法人 情報公開市民センター  
秘密保全法法令協議 情報公開訴訟
- 2) 秘密保全法に反対する愛知の会

## 4. 今後に向けて

- ・ 広く秘密保全法の問題点を知らせる
- ・ 秘密保全法より情報公開法改正を  
情報公開の重要性をもっと広く知らせ、情報公開制度を活用しよう

## 秘密保全法は市民に どのような影響を与えるか



2013.6. 20 at開港記念会館  
 かながわ市民オンブズマン学習会  
 全国市民オンブズマン連絡会議  
 NPO法人 情報公開市民センター 事務局 内田隆



## 曖昧な特定秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

この辺  
曖昧

特定秘密といわれる部分

本当の秘密

- \* どの部分の情報を漏えいしたら処罰されるのか
- \* 処罰される行為は何なのか
- 二重の意味でわからない。



## ● わからないとどうなるか 曖昧な部分

↑ 処罰されるといけないので(過失も含む)  
公開しないし、取材も控える

## 特定秘密といわれる部分

↑ 本来公開されなければならないところも  
公開されないし、取材も控える

↓  
知る権利の死滅



## こんな社会に

政府の都合のよい  
 情報だけが流通し、  
 秘密を漏らす市民を  
 政府が監視する社会



## 市民にとっての 秘密保全法の2つのリスク

### 1. 非公開リスク

「公共の安全」を理由に特定秘密に指定  
→ 非公開

### 2. 圧カリスク

市民活動への監視



## 非公開リスク

	現在	秘密保全法が できたら
防衛・外交・ 公共の安全	3号4号で ×	特定秘密指定 ×
審議検討・ 事務事業	5号6号で ×	特定秘密指定 +4号 ×
上記以外	開示 ○	特定秘密指定 4号 ×

**SPEEDI情報隠し**



SPEEDIは動いていたにも関わらず、「国民に無用な混乱を招く」として3月23日初公表

**原発事故「最悪のシナリオ」**

福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描

平成23年3月25日  
近藤 駿介  
内閣府原子力委員会委員長

チェルノブイリ事故に際して設けられた  
土壌汚染に伴う移転勧告、自主移転容認区域(1)

Cs-137の地表汚染濃度が指標\*を超える領域の範囲  
(\*数値はチェルノブイリ事故の場合)

2011年12月発覚

表汚染濃度の指標	1炉心分	2炉心分
1q/m <sup>2</sup> (強制移転)	110 km	170 km
2q/m <sup>2</sup> (任意移転)	200 km	250 km

**2. 圧カリスク**

- 内部告発募集→そそのかし?
- 「特定秘密」と知らずに得た情報を元に追及  
→当局が「どこから情報を得たか聞きたい、パソコン見せてほしい」  
→内部告発者との接触の有無を監視

**市民活動への圧力**

**防衛庁が請求者リスト**

情報公開  
100人以上、身元調べ  
職業や所属団体も  
幹部ら閲覧

**取材記者初の逮捕**

秘密保全法に反対するために  
こんな新聞を出さなために

秘密保全法違反容疑  
メディア萎縮確実  
労働問題取材のほが…  
何が秘密か分からず  
「漏えい」教職も犯罪に



### 全国市民オンブズマン連絡会議

過去20年の活動に照らして  
リスクアセスメントを行い、  
9月7日(土)8日(日)京都で行う  
全国大会で発表予定



### 全国オンブズ 20年 ①

- 1994年 全国オンブズ設立
- 1995年 官官接待
- 1996年 カラ出張 談合
- 1997年 情報公開度ランキング
- 1998年 議員野球大会
- 1999年 塩漬け土地
- 2000年 包括外部監査発表



### 全国オンブズ 20年 ②

- 2001年 情報公開法施行
- 2002年 監査委員 政務調査費  
防衛庁リスト
- 2003年 過去オンブズ10年 談合
- 2004年 警察裏金
- 2005年 情報公開度ランキング10年
- 2006年 指定管理者
- 2007年 政務調査費



### 全国オンブズ 20年 ③

- 2008年 議会改革
- 2009年 道路予算
- 2010年 予算編成過程透明度
- 2011年 震災・復興
- 2012年 原発
- 2013年 議会 秘密保全法



### NPO法人 情報公開市民センターの 取り組み

有識者会議(H23年1月～)

議事録作成せず。

\* 立法は官僚が主導

\* ちなみに、現在の秘密保全体制は  
別表の通り

→では、**官僚が検討している法案と**

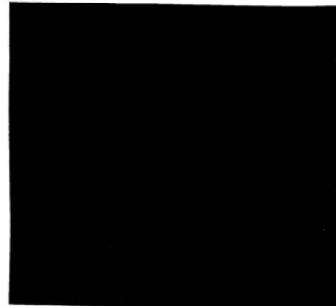
**・議論の中身を**

**情報公開請求してみよう!**



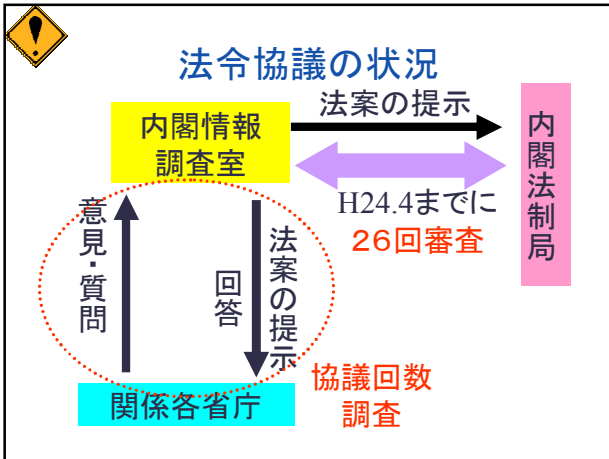
特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案)  
我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘密を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子



第2 経緯事項

法案・協議内容  
全部非公開



### 内閣情報調査室と協議先の機関(回数)

警察庁	25回	外務省	18回
内閣官房	12回	防衛省	11回
公安調査庁	5回	経済産業省	4回
法務省	3回	海上保安庁	3回

→警察庁が熱心

- ### 内閣法制局との審議項目
- 13回 秘密の指定 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について
  - 9回 人的管理
    - ・調査事項について ・同意の取得について
    - 
    - ・適正評価の思想・良心及び信教の自由との関係について
    - ・適正評価と法の下での平等との関係について

- ### 秘密保全法に反対する愛知の会
- ・弁護士・市民団体・労働組合などが集まり  
2012年4月2日結成
  - ・独自学習会・講師派遣は30回以上
  - ・月2回の街頭宣伝活動
  - ・ニュース「極秘通信」発行
  - ・ブログ、ツイッターを活用  
<http://nohimityu.exblog.jp/>  
[@himitsu\\_control](https://twitter.com/himitsu_control)

## 我が国の秘密保全に関する現行法制 ④

	職務上知ることのできた秘密 (国家公務員法等)	防衛秘密(自衛隊法)	特別防衛秘密(MDA法)	合衆国軍隊の機密(刑事特別法)
漏えい	① 職務上知ることのできた秘密を漏らした者 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】	① 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【5年以下の懲役】	① 我が国の安全を害する目的 【10年以下の懲役】 ② 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【10年以下の懲役】 ③ ①・②以外の者 【5年以下の懲役】	① 通常不当な方法によらなければ探知・収集できないものの漏えい 【10年以下の懲役】
過失犯	—	② 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】	④ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【2年以下の禁固又は5万円以下の罰金】 ⑤ ④以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】	—
探知収集	—	—	⑥ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】	② 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】
周辺の行為	② 漏えいの企て、命令、故意の容認、そそのかし、ほう助 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】	③ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいの共謀・教唆・せん動 【3年以下の懲役】	⑦ ①・②の漏えいの陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】 ⑧ ⑥の探知・収集の陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】 ⑨ ③の漏えいの陰謀・教唆・せん動 【3年以下の懲役】	③ ①・②の陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】
根拠	国家公務員法第109条第12号・第111条、外務公務員法第3条・第27条、自衛隊法第118条第1項第1号・第2項、地方公務員法第60条第2号・第62条)	自衛隊法第122条	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第3条～第5条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第6条・第7条



部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

# 秘密保全法制先取り

防衛省が自衛官や職員を対象に、宗教や所属政党、交際中の異性などの個人情報詳細に申告させていることが分かった。国の「秘密」を扱う国家公務員を選別する「秘密取扱者適格性確認制度」に基づくとみられる。憲法違反の疑いがある思想信条調査は、他省庁でも行われている可能性がある。(佐藤圭)

- 「身上明細書」の主な記入項目
- 帰化の有無、住所歴、学歴、職歴
  - 配偶者(婚約者、内縁関係も含む)、親族、同居人
  - 外国への渡航歴
  - 交友関係(家族ぐるみの交際、交際中の異性など)
  - 負債金額と返済月額、完済予定日
  - 所属団体(クラブ、連盟、運動、宗教、趣味)
  - 刑事処分の有無
  - アルコールや薬物の治療歴の有無

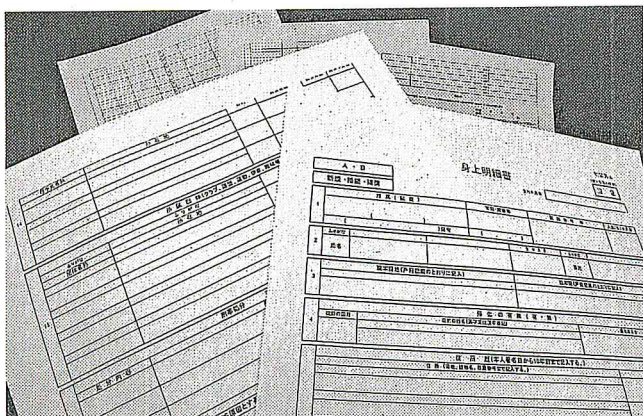
「クラブ、連盟、運動から入手した「身上明細書」では、所属団体の名称や所在地、所属期間などを記入するよう求めている。「記入要領」では「政治、経済の団体、出身学校関係の親睦団体からスポーツクラブその他あらゆるものについて現在過去を問わず記入する」と指示。思想信条にかかわる宗教や政党など広範囲にわたっている。身上明細書はA4判五ページ。調査事項は十九項目ある。交友関係では「あなたのことをよく知っている人」の氏名、生年月

## 防衛省の思想信条調査

日、住所、職業・勤務先を明記させる。付き合いの程度は「家族ぐるみ」に数年程度会おう。密取扱者適格性確認制の選択肢から選ばせられる。記入要領では「本人に確認してはならない」と注意までしている。自衛隊とは関係のない一般市民の個人情報までが無断で、防衛省側に知られることになる。調査は、自衛官であって、憲法一九条の「思想・良心の自由」に抵触し

# 「記入は強制も同然」

活動から国家秘密を守ることを目的に、国家公務員に情報保全の適性があるかどうかを調べる「密取扱者適格性確認制度」を指すとみられる。この制度を裏付ける法にはない。政府の「カウと注進会」推進市民の個人情報までが無断で、防衛省側に知られることになる。調査は、自衛官であって、憲法一九条の「思想・良心の自由」に抵触し



自衛官らに記入させている身上明細書

務員などを厳罰に処すものだ。秘密の範囲が広い。まいなどとして批判が強い。共産党の赤嶺政賢衆院議員の質問主意書に対する政府答弁書(今月十二日閣議決定)によれば、適格と認定された職員は六万四千二百八十人。他省庁でも、防衛省と似たような身上明細書を提出させている疑いがある。内部告発者は「五年に一度、身上明細書を書かされている。記載が正しいかどうかの身辺調査も行われている。身上明細書を提出しなければ、幹部自衛官として仕事ができな。強制も同然だ」と訴えているという。赤嶺氏は十五日の衆院内閣委員会で、政府に対し、身上明細書の確認を求めたが、防衛省の左藤章政務官は「情報保全に支障があるので、文書の真偽を含めて答えを差し控える」と拒否した。適格性確認制度全体の運用実態を問われた菅義偉官房長官も「調査事項を明らかにすることはできないが、憲法の精神に基づいて適正にやっている」と突っぱねた。

赤嶺氏は「違憲・違法の思想・プライバシー調査が全省庁的に行われている可能性がある。ただちに全容を明らかにし、中止すべきだ」と話している。



秘密保全法案 内閣情報調査室が内閣法制局に提出した資料の項目一覧  
(2011年8月-2012年3月26日)

大項目	項目	
13回	秘密の指定	指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について
9回	人的管理	調査事項について
		同意の取得について
		■■■■■■■■■■
		適正評価の思想・良心及び信教の自由との関係について
8回	人的管理	適正評価の対象外とする者について
7回	人的管理	実施権者について
6回	人的管理	適性評価制度の法制化について
		特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
		結果の通知について
5回	罰則	適正評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
4回	総論	刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について
	人的管理	秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について
	その他	公私の団体への照会について
3回	条文案	本法制の附則において内閣法の一部を改正することについて
	秘密の指定	適性評価調査票(イメージ)
	人的管理	他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について
2回	条文案	「適性」という語を用いることについて
		適性評価の実施以外の目的での個人情報利用・提供の制限について
	秘密の指定	適性評価の代替措置について(■)
		適正評価の調査事項等の条文イメージ
	人的管理	総論
		■
		指定の解除の調整について
	罰則	合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について
		評価の観点と調査事項の関係について
		適性評価の見直し時期について
1回	条文案	行政機関の長等が自らの適性を評価する制度設計の合理性について
		漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について
		自衛隊法との対照表
	立法事実	■に係る条文イメージ
		別表第二号の規定振りについて
	秘密の指定	特に秘匿を要する情報のインターネット上への漏えいの防止について
		特に秘匿を要する情報に対する標的型サイバー攻撃の防止について
	人的管理	指定の有効期間について
		秘密の管理に関係する内容の法律事項について
		国務大臣以外の者が行政機関の長等である場合の当該行政機関の長等の適性評価の実施権者について
		特別秘密の取扱いが簡素な場合の適性の評価について
	罰則	仮の適性評価について
		特別秘密の漏えい罪と公務員法上の守秘義務違反罪との関係について
取扱業務者以外の業務者による漏えい行為を処罰対象とすることについて		
特定取得行為を処罰対象とすることについて		
共謀、教唆、煽動の処罰規定を設けることについて		
業務による知得後、当該業務を離れ、又は退職した後に特別秘密の指定があった事項に係る漏えい行為に対する処罰の要否について		
刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について		
刑事手続上の特別秘密の取扱いについて		
取扱業務者と業務知得者の区別について		
自由刑の上限について		
国外犯処罰規定について		
諸外国	諸外国の秘密保全制度における適正評価手続	
	諸外国の秘密保全制度における主な罰則	
その他	本法における附則事項について	
	第6条第2項に係る警察庁作成ペーパー	
		本法における「外国」等の用語の取扱いについて



2013（平成25）年6月14日  
「秘密保全法」に関する公開アンケートについて（お願い）

参議院議員通常選挙 愛知県選挙区 予定立候補者  
様

秘密保全法に反対する愛知の会  
共同代表 本 秀 紀  
同 中 谷 雄 二

謹 啓 長雨の候 貴殿ますますご清祥のこととお喜び申し上げます

国民生活向上と国政発展をめざし、参議院議員選挙に立候補を予定されたことに敬意を表します。

私たち「秘密保全法に反対する愛知の会」は、政府が制定を急ぐ「秘密保全法」（正式名称は「特別秘密の保護に関する法律」もしくは「特定秘密の保護に関する法律」となるといわれています。）について、その制定に反対し阻止することを目指して、昨年2012年4月に結成された団体です。

私たちのこれまでの活動については、是非、ブログ（<http://nohimityu.exblog.jp/>）をご覧ください。

さて、私たちは、秘密保全法について、情報公開の流れに真っ向に反するものであり、国民の知る権利を侵害すること、適正評価制度は国民のプライバシー権を侵害し、思想・良心の自由をも侵害すること、憲法9条の改訂を含む「戦争のできる国づくり」の一環であること、制定後にはマスコミの取材活動や市民活動へ著しい萎縮的効果をもたらすことなどの問題点から、その制定に強く反対しています。

しかるに、秘密保全法について、前民主党政権下での国会上程には至らなかったものの、現自民政権（安倍内閣）は、制定に積極的な発言を続けており、この参議院通常選挙後にも国会上程をされかねない状況です。しかも、秘密保全法は、前民主党政権時代から準備されてきたにもかかわらず、政府はまだ法案すら公表しておらず、国民的議論もまったく起きていない状況です。

私たちは、秘密保全法が国政の重要課題であり、次世代につながる重要課題であると考え、貴殿にご質問いたします。

ご回答をいただき、県民に投票行動の判断材料として広く情報提供したいと考えております。趣旨を理解していただき、ご協力をお願いいたします。

なお、誠に勝手ではございますが、選挙日程の関係から、ご回答は本年6月24日(月)までに、下記当会事務局まで確実に届くようFAXまたはEメールにてお願いいたします。

敬 具

記

「秘密保全法に反対する愛知の会」事務局  
弁護士法人名古屋南部法律事務所（担当：弁護士 濱 篤 将 周）  
電 話 052-682-3211  
FAX 052-681-5471  
Eメール hamajima@aba.ne.jp

## 「秘密保全法」に関する公開アンケート

回答者 \_\_\_\_\_

回答日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

1. 現在、政府は、「秘密保全法」（「特別秘密の保護に関する法律」もしくは「特定秘密の保護に関する法律」）の制定を目指しています。

同法律について、貴殿はどのようにお考えですか。以下の事項を選択し、ご回答ください。

- ① 速やかに制定すべきである。
- ② 制定すべきではない。
- ③ その他（ \_\_\_\_\_ ）

2. 上記1. に関し、

(1) ①を選択された方は、秘密保全法制定の必要性ならびに知る権利やプライバシー権等への配慮をどうするかについて、

(2) ②を選択された方は、秘密保全法制定の不要性および危険性について、

(3) ③を選択された方は、秘密保全法について、それぞれ、お考え・ご意見をお書きください。

以 上

「秘密保全法に反対する愛知の会」事務局 宛

F A X 0 5 2 - 6 8 1 - 5 4 7 1

E メール hamajima@aba.ne.jp

※ご回答は本年6月24日(月)までに、上記当会事務局までF A XまたはEメールにてお願いいたします。